令和元年度

**第１回　芽室町指定管理者評価委員会（めむろ駅前プラザ・国民宿舎等）**

令和元年９月17日（火）18：30～

役場３階　説明員室

**１　開　会**

**２　委嘱状交付**

**３　議　事**

（１）事業評価の方法について

（２）事業評価

　　ア　めむろ駅前プラザ

　　イ　国民宿舎等

**３　その他**

指定管理者評価委員会（めむろ駅前プラザ及び国民宿舎等）名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　名 | 備　考 |
| 委員長 | 佐野　寿行 | 副町長 |
| 委　員 | 織田　昌美 | 民間人有識者 |
| 委　員 | 谷口　尚広 | 民間人有識者 |
| 委　員 | 田原　あや子 | 民間人有識者 |
| 委　員 | 安田　敦史 | 総務課長 |
| 委　員 | 佐藤　季之 | 企画財政課参事 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所管課 | 紺野　裕 | 商工観光課長 |
| 所管課 | 小林　徳昭 | 商工観光課長補佐 |
| 所管課 | 我妻　修一 | 商工観光課商工振興係長 |

（敬称略）

芽室町公の施設に係る指定管理者評価委員会設置規則

（設置目的）

第１条　芽室町の公の施設に導入した指定管理者に係る事業評価を行うことを目的として、芽室町指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　評価委員会は、次の事項を所管する。

(１)　指定管理者の事業評価をすること。

(２)　事業評価結果を町長に報告すること。

(３)　事業評価結果を公表すること。

（組織）

第３条　評価委員会は、芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第５号）第５条により設置する芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会の委員、その他評価委員会委員長が必要と認める者で組織する。

（委員長）

第４条　評価委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

２　委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第６条　評価委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則（平成19年10月10日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月17日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。